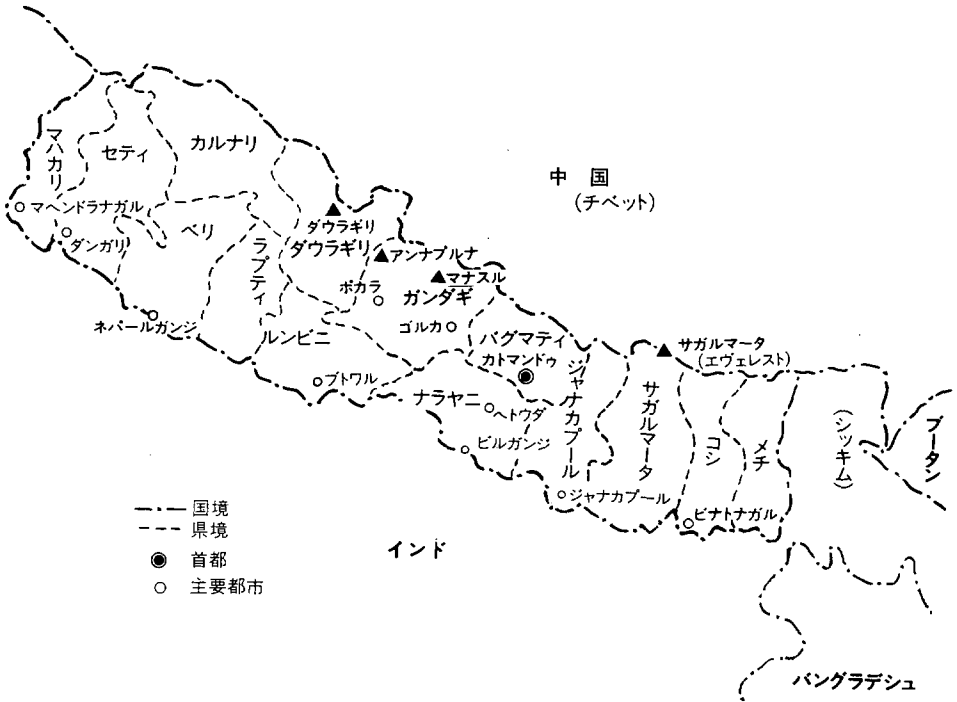


苦悩する民主主義 : 1996年のネパール

著者	内川 秀二
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジア動向年報
雑誌名	アジア動向年報 1997年版
ページ	[513]-532
発行年	1997
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00002313

ネパール

ネパール王国	宗教	ヒンドゥー教, 仏教
面積 14万7181 km ²	政体	立憲君主制
人口 2089万人 (1996/97年, ネパール中央統計局)	元首	ビレンドラ・ビール・ビクラム・シャハ・デヴァ国王
首都 カトマンДУ	通貨	ルピー (1米ドル=55.67ルピー, 1996年12月平均)
言語 ネパール語	会計年度	7月16日~7月15日



苦悩する民主主義

内 川 秀 二

概 況

ネパールに複数政党制が復活してから6年目を迎えようとしている。1995年9月、内閣不信任案の可決にともない、ネパール共産党(統一マルクス・レーニン主義者、CPN=UML)内閣が辞任したあと、ネパール会議派(NC)、民主化以前の旧体制派である国民民主党(RPP)、タライ平原に基盤をおいたネパール友愛党(NSP)による連立政権が成立し、会議派のデウバが首相となった。UMLからの対インド外交についての合意を取り付けたあと、外交交渉に臨んだ。ネパールは政治、経済、外交において隣国インドの影響を受けざるをえず、対インド関係、とりわけ国境を流れるマハカリ川の開発は政治上の大きな問題であったが、96年1月、マハカリ川総合開発条約に調印した。この条約は、91年に締結したタナカプル・ダムに関する協定よりもネパールに有利になっている。

国内政治では、3月にUMLから内閣不信任案が提出された。同時にUMLはRPPに提携を働きかけた。RPP内のチャンド派は同調しようとしたが、最終的にRPPは連立の維持を決定した。その結果、内閣不信任案は否決された。連立政権は9月の上下院本会議でマハカリ川総合開発条約を批准させたほか、土地改革法改正などの重要法案も可決させ、通常国会を無事乗り切ることができた。ところが、12月にはUMLとRPPチャンド派から再度内閣不信任案が提出された。同月24日に不信任案は採決され、過半数に僅かに及ばず、不信任案は否決された。

デウバ内閣は2度にわたる内閣不信任案をかわすことができたが、101人の議員が不信任案賛成に投票したことで、今後の議会運営はきわめて厳しいものとなる。RPPの分裂は、連立政権を少数与党へと転落させた。

経済面では、通信部門への民間部門の参入が認められ、経済改革が進められた。また、来年度からの付加価値税(VAT)の導入に向けて準備が進められている。ネパール製品のインド輸出についてのローカル・コンテンツ条項が撤廃されたため、インドへの輸出増大が見込まれる。

国内政治

2度にわたる内閣不信任案の提出

1995年9月に成立した連立政権は、早くも6カ月目に内閣不信任案を突きつけられた。UMLは3月に86名の下院議員による内閣不信任案を提出し、特別会期の開催を要求するとともに、RPPに提携を働きかけた。これに対してRPP内部で意見が対立し、チャンド派は同調しようとしたが、タバ派は連立政権に留まることを主張した。L・B・チャンドとS・B・タバはともに民主化以前に強力な王権のもとで首相を務め、民主化直後の91年に行なわれた第2回総選挙では別々の民族民主党(NDP)を組織した経緯がある。最終的にRPP中央委員会で41名中24名の委員が連立政権の継続を支持し、党として不信任案に反対することが決定された。同月24日の下院特別会期での採決では、106対90で不信任案は否決された。二大

政党であるNCとUMLがともに過半数に満たない状態で、第三党であるRPPは議席少数ながらも、キャストイング・ボートを握り、その動向は下院において大きな影響力を及ぼす。

6月から第10回通常国会が開催された。マハト蔵相が国連開発計画(UNDP)勤務時代にニューヨークのケミカル銀行に口座を開き、ネパール国立銀行(NRB)の許可なく帰国後も預金を維持したことに関し、UMLから外国為替法違反である



内閣不信任案否決後インタビューを受けるデウバ首相(WWP)

表1 内閣不信任案に対する投票結果 (単位:票)

賛成		反対		棄権	
CPN=UML	87	NC	81	NC	5
RPP	8	RPP	3	RPP	6
NWPP	2			NWPP	1
NSP	2			NSP	2
CPN=Masal	2				
(計)	101		84		14

(注) 議長を除く。

(出所) *Spotlight*, 3-9 Jan, 1997.

という指摘があった。マハト蔵相はこの批判に対し、法律に違反していないと反論していたが、UMLがマハト蔵相の辞任を求めて審議を拒否し、結果として国会が4日間空転した責任をとり、辞任した。しかし、10月にマハトは蔵相に復帰している。その後、連立政権は上下院合同本会議でマハカリ川総合開発条約の批

准を成立させたほか、土地改革法第4次改正などの重要法案を可決させ、無事通常国会を乗り切ることができた。

しかし、12月にUMLとRPPチャンド派など102名の下院議員により再度内閣不信任案が提出された。この時点で下院は5議席の欠員があり、下院議員の過半数がデウバ内閣に不信任を表明したことになる。1990年制定の新憲法によると、内閣は下院議員の過半数の支持を得ていなければならないので、連立政権はその正当性を失っているとUMLは主張した。今回RPPは、党内での意見の一致を図れず、分裂したまま採決に臨んだ。また前回、投票を棄権したネパール労働者農民党(NWPP)は、不信任案賛成に投票することを決定した。同月24日に不信任案が採決され、賛成101に対し反対84、棄権14であった。賛成票は下院定数205の過半数103に僅かに及ばず、下院議長は否決を宣言した。しかし、欠員を除くと過半数は100名とも解釈できるので、野党はこの決定に抗議した。

今回の採決では与野党ともに党指令に違反する行動が目立った。与党では、NCの5名の議員が棄権しているし、NSPの2名が賛成票を投じている。他方、野党においてもNWPPの1名が棄権している。また、不信任案提出時には11名のRPPの議員が署名していたが、投票時には9名しか賛成票を投じていない。これは各政党に党内の意見調整能力が欠如していることを示すものである。連立政権が少数与党に転落したことに加えて、党内での意見調整が図れないならば、今後の政局は一層不安定なものとなろう。

マハカリ川総合開発条約に対するUMLの対応

1990年制定の新憲法において、天然資源、領土に関する条約・協定の批准は上下両院の3分の2の賛成を必要とする規定があるため、条約批准のためには野党UMLの支持が是非とも必要になる。

UMLはこれまで資源ナショナリズムを主張し、タナカプル・ダム協定の批准には強く反対してきた。しかし、UMLは94年の政権獲得後、インドとの妥協を図らざるをえず、タナカプル・ダム協定についての協議をインドと進めた。

1月29日にロハニ外相がマハカリ川総合開発条約に調印する直前、与党はUMLと協議を持ち、UMLの了承を取り付けた。調印後に、UML中央委員会は歓迎の意を表明した。だが、両国外相に続き、2月12日に両国首相の間でも同じ条約の調印が行なわれたため、UML内では、デウバ首相はロハニ外相とは内容の異なる条約に調印したのではないかという疑惑が生じた。これに対して連立政権は条約の内容について十分な説明をUMLに対して行なわなかった。そのため条約批准についてUML内の意見は分かれ、UML中央委員会は、ネパール・インド両政府から国境問題や水利権などについて確約をとることを条件として批准支持を決定した。しかし、その後も批准反対意見が党内から噴出し、議会での条約批准採択に際しては、UML議員の中から反対票を投じるものや棄権するものが現れた。この党指令違反に対するUMLの対応が注目されたが、反対票を投じた国会議員にUML中央委員会が反省を求めることで、党内の統一が図られた。

NC第9回党大会

5月8、9日にNC党大会が開催され、バッタライ総裁の任期切れに伴い、新総裁を決定するための初めての選挙が行なわれた。これまでの満場一致による決定からの決別である。選挙の結果、G・P・コイララ元首相がC・ワグル、R・ジョシに大差をつけて第6代総裁に選出された。これはB・P・コイララ死去後に作られたバッタライ、G・M・シン、G・P・コイララのトロイカ体制の終焉を告げるものである。また、デウバ首相など15名が中央執行委員に選出された。

NCには1994年に当時のバッタライ総裁とコイララ首相の確執が党内の協調を妨げ、政権喪失につながったという反省がある。しかし、デウバ首相ら党執行部のリーダーシップは安定したものではない。通常国会会期中にNC議員からデウバ首相への批判が公然と行なわれ、党の命運を決する12月24日の内閣不信任案採決では棄権する議員が現われた。

経 済

工業生産の回復

1995/96年度に実質GDP成長率は6.1%と、94/95年度の2.9%から上昇した。これは主にモンスーンが順調であったため、農業成長率が94/95年度の-0.3%から5.4%に上昇したことによるものである。非農業成長率は94/95年度の5.3%から6.7%に上昇しているものの、90/91年度の10.6%、91/92年度の9.8%には及ばない。工業生産の実質成長率は94/95年度の2.0%から4.9%へと回復している。ネパールでは農業がGDPの40.2% (95/96年度) を占めており、農業部門の動向がGDP成長率を左右する。

貿易では、1995/96年度の当初8カ月(7月16日～3月15日)実績の対前年度同期比は、輸出がルピー建てで4.3%増大したのに対して、輸入が17.9%増大し、貿易収支赤字は27.8%増大した。その結果、95/96年度の当初8カ月の経常収支赤字は前年度同期の約2倍に拡大した。政府は既製服、ウール絨毯、農業加工品の前方連関を創出する必要性を指摘するとともに、輸出促進のために、輸出のみを対象として行なう生産に使用される原料および半製品への間接税の免税措置を発表した。

ネパールの物価水準を決定する主な国内要因として、その年の農作物の収穫状況、また外的要因として主要輸入相手国であるインドの物価水準の動向がある。1992/93年度に全国都市消費者物価指数は21%の上昇を記録したが、その後インドでインフレが沈静化したこともあり、93/94年度に8.9%、94/95年度に7.6%と落ち着きを取り戻した。95/96年度当初の9カ月に同指標は6.8%の上昇率で、94/95年度の同期の6.7%と同程度である。しかし、現地の報道は石油製品販売価格引き上げの影響による食料品・日用品の価格急騰を指摘している。

VATの導入

上記のような経済状況の中で1996/97年度予算案が発表された。予算案の発表にあたりマハト蔵相は五つの目標：(1)経済改革を継続しながら高い成長率の達成、(2)失業問題の解決に向けての技術訓練および雇用機会の増大、(3)低所得層および後進地域が経済的恩恵に浴する貧困撲滅のための具体的計画への着手、(4)農村経済を強化するための地方分権化および農村への権限移譲計画への着手、(5)均衡財

政および財政秩序の維持、を提示した。予算案では総歳出は576億^{ルピー}となっており、95/96年度予算実績値よりも23.3%増大している。それに応じて、歳入も60億^{ルピー}の増収を見込んでいるが、増収の根拠は明らかにされていない。既存の徴税システムを考えると自然増収は望めず、予算で想定されている169億^{ルピー}以上に財政赤字が膨張する可能性が高い。また、歳出削減のための内容については十分吟味されていない。

1995/96年度にVAT法案が国会を通過した。しかし、VATの導入に対しては経済団体からの反対がある。96/97年度予算演説でマハト蔵相は、ネパール商工会議所連盟(FNCCI)の提言を受け入れ、VAT導入の準備を進めるために、経済界と消費者の代表から構成される検討委員会の設立を表明した。同時に、97/98年度から既存の売上税および物品税を廃止しVATを導入すること、また97年4月からVATのための登録を開始することを言明している。

この予算演説に対し、ネパール商業会議所(NCC)は、輸出のみを対象として行なう生産に使用される原料および半製品に対する免税措置は歓迎するものの、VATの導入には反対した。

経済改革と外国直接投資の導入

民主化後、NC政権は民間部門に対する規制緩和を行なうとともに、経済成長に必要な投資の資金源を確保するため、積極的に外国投資の導入を図った。この政策はIMF・世銀の路線に沿うものであり、同時にIMF・世銀から援助を引き出す目的もあった。経済改革は次のUML政権、連立政権の下でも継承されている。

1992年に外国直接投資導入の法的整備を行なうため、工業企業法(IEA)および外国投資・技術移転法(FITTA)が施行された。96/97年度予算で証券市場が部分的に開放され、外国投資家は払込資本の25%までネパール企業の株を取得することができるようになった。また、FITTAが改正され、固定資本に200万^{ルピー}以上を投資しなければならないという条件が撤廃された。96年には金融部門で外国企業との合弁が進められた。外国証券会社は40%以下の持ち株でネパール証券会社と合弁企業を設立できるようになった。ナビリ・バンク、インドスエズ・バンク、グリーンランド・バンク、ステート・バンク・オブ・インディアといった外国銀行が合弁銀行を設立した。

また、第10次通常国会でこれまでネパール通信公社(NTC)に独占されてきた通信部門を民間に開放し、携帯電話、自動車電話、ボケベル部門への民間の参入を

表2 ネパールへの海外直接投資残高

(1996年9月現在)

(単位：100万ルピー)

		件数	プロジェクト 総費用	外国投資
農	業	9	2,950	73
建	設	3	125	21
エ	ネルギー関連	4	10,880	1,800
製	造業	191	17,810	4,270
鉱	業	2	1,140	46
サ	ービス	41	4,270	1,360
観	光	66	8,380	1,700

(出所) *Spotlight*, 4 Oct 1996.

認める法案が成立した。経済自由化は産業界から歓迎されているが、同時に規制緩和によって不動産、金融、サービス部門の利益率が高まり、それらに資本が流れることで生産の拡大につながっていかないという現象も見られる。

土地改革法第4次改正

土地改革法の第4次改正は、頻発する地主と小作農間での争議を解消するため、

土地の二重所有を廃止することを目的としている。1964年に成立した土地改革法は、小作農と地主双方による土地への二重所有を認めることで、小作権を確立した。今回の改正では、登録小作農はタライ平原では耕作地の40%、カトマンズ盆地では50%、山間部では30%を地主から譲渡される代わりに、小作権を放棄することになっている。この改正により37万人の小作農が小作料を支払う必要はなくなり、土地の所有権を獲得した。

この法改正は与党のみならず野党によっても支持された。しかし、それは改正に問題がないわけではない。改正は登録小作農のみを対象とするもので、非登録小作農を対象としていない。1964年の土地改革法制定以降、地主は小作権の確立を避けるため、小作農と非公式契約を結ぶことが多かった。その結果、総農地面積に占める小作農地の比率は62年の40.3%から81年の9.5%に低下した。91年においてもこの比率は81年と同水準である。つまり、非登録小作農の比率が上昇したということである。現在56万人と推計される非登録小作農は所有権を獲得できないばかりか、小作権を喪失することになる。

信用状不正事件

1995年秋に発覚した信用状不正事件の調査委員会報告書がマハト蔵相に提出され、96年6月23日にその内容が公表された。この事件は、94年7月から95年10月ま

での15カ月間に主犯のアグラワル(A.K.Agrawal)とティバデワラ(P.Tibadewala)が、輸入代金を支払う意志がないにもかかわらず、偽造担保証券を呈示して銀行に信用状を発行させ、3600万ドルもの外貨をだまし取ったものである。銀行は信用状を発行することで、輸入業者に対する債務保証の義務を負うので、通常は輸入代金に対する支払い能力について審査を行なう。十分な担保なしに信用状を発行したことは、銀行に対する信頼を失墜させた。この事件で信用状発行に便宜を図った銀行幹部11人が職権乱用調査委員会により起訴されている。このような大規模な不正事件の背後には、政治家の介入があったと推察されている。

対 外 関 係

対インド関係

マハカリ川はネパール西部のインド国境沿いに流れるガンジス川の支流であり、水力発電、灌漑、洪水制御といった水利開発においてネパール・インド両国にとって重要な河川である。1996年1月29日に締結されたマハカリ川総合開発条約(「参考資料」参照)は、既存のサラダ・ダムおよびタナカプル・ダムの水および電力の配分などについての運営面、パンチェシュワル多目的プロジェクトの実施などマハカリ川水資源開発に関する条約である。

ムケルジー・インド外相の来訪に先立ち、ポーデル下院議長は与党各党およびUMLの指導者を召集し、ネパール・インド関係についての協議を行ない、この場で、マハカリ川総合開発条約についての合意が形成された。その後、ロハニ外相とムケルジー外相が条約に調印した。

インドが建設したタナカプル・ダムの運営およびマハカリ川の河川開発について、1991年12月に当時のコイララ首相がインドと協定を結び、翌92年10月にラオ・インド首相がネパールを訪問した際の共同声明において、河川開発についての合意が公表された。これによって、タナカプル・ダムの建設にあたりネパール領の一部が使用されていることが国民の知るところとなり、野党からネパールに不利な不平等協定であると批判され、協定は批准されないままに終わった。

今回の条約では、タナカプル・ダムからの水および電力の配分は以前よりもネパール側に有利になっている。例えば前協定では、ネパールはこのダムから150^{km³}の水の配分を受けることになっていたが、今回の条約では雨期には1000^{km³}、乾期には300^{km³}の水を配分されることになった。この条約はパンチェシュワル多

目的プロジェクトでのマハカリ川の水利権について、両国に対等な権利を保証している。つまり、この条約の締結でネパールはインドから譲歩を引き出すことに成功したといえる。

8月のロハニ外相のインド訪問後、12月に期限切れとなる相互貿易・協力条約の更新について協議するため、次官レベルでの交渉が行なわれた。12月3日、ネパール・インド商業次官が合意書に調印し、相互貿易・協力条約が更新された。これにより、これまでネパール製品がインドに輸出される時、輸入数量制限および関税の免除という優遇措置を受ける条件として、ネパールの労働あるいはネパールおよびインドの原料が50%以上含まれていなければならないというローカル・コンテンツ条項が撤廃され、ネガティブ・リストに含まれている3品目(ビールを除く工業用以外のアルコール類、香水および化粧品、タバコ)を除くすべての品目が優遇措置を受けることになった。このローカル・コンテンツ条項の撤廃については、2月にすでにFNCCIとインド工業連盟(CII)が共同で提案している。つまり、インドのネパールへの直接投資を推進し、ネパールからインドへの輸出を増加させるという点で、ネパール・インド双方の経済界の意見は一致している。今後ネパール製品は、インド製品に課税される物品税と同率の相殺関税を課せられるが、インド製品と同様の税の譲許を受けることができる。

デウバ首相はインド訪問の際、CIIやインド商工会議所連盟(FICCI)を訪問し、ネパールへの直接投資を勧誘している。ネパールの対インド貿易は毎年大幅な赤字であり、1994/95年度においては対インド貿易赤字が貿易赤字全体の37.4%を占めており、対インド貿易収支の改善はネパールの課題である。

デウバ首相とロハニ外相のインド訪問の際には、他のネパール・インド関係についての協議も行なわれている。インド政府はネパールからバングラデシュの港までの輸送路を提供すること、また不平等条約とされている1950年友好・通商条約の防衛条項の見直しに基本的に合意した。

対中国関係

デウバ首相は4月16日から22日まで中国を訪問し、江沢民国家主席、李鵬首相、李瑞環中国人民政治協商会議主席との会談を行なった。4月22日にはデウバ首相と李鵬首相による共同声明が発表され、チベット・台湾は中国の一部であるとの見解が確認された。元首相であるタバRPP党首も10月24日から中国を訪問し、チベット・台湾問題についてのネパールの立場を確認している。

デウバ首相の訪問期間内に経済・技術協力協定が締結されたほか、非政府組織で経済界・知識人によって構成されるネパール・中国民間協力フォーラムの結成が決定された。このフォーラムの結成により、両国による合弁企業の設立が期待される。10月30、31日には第1回ネパール・中国民間協力フォーラムがカトマンズで開催された。

1997年の課題

RPPの分裂により連立政権は少数派政権へと転落した。1997年1月8日にデウバ首相は内閣を改造し、建て直しを図っている。しかし、野党は総選挙を要求しており、内閣不信任案を提出することが予想される。

前UML政権はNCからの二度にわたる内閣不信任案の提出により辞職に追い込まれた。その後は、逆に野党に回ったUMLが内閣不信任案を提出している。NCとUMLの議席が均衡する中で、両党ともに選挙戦で有利な立場に立つため、与党が実績を示す前に内閣不信任案を提出するという議会戦術を採ってきた。当然この不信任案の応酬は、国会での政策論争を妨げてきた。キャスティング・ボートを握るRPP、NSP、NWPPの3党は党内での意志統一が図れず、NCとUMLに対する明確な態度を示せないまま、状況に応じて態度を変えている。連立政権は辛うじて保たれているが、状況はきわめて不安定である。この不安定な状況はNCかUMLいずれかが過半数を制するまで続くと思われる。このような国会での動きに対して国民の間では政治不信が蔓延し始めている。現在必要とされているのは政策を実施できる安定した政府である。そのためには総選挙において国民がNCかUMLのどちらを選択するかを問わなければならない。連立政権は解散、総選挙に踏み切る決断を迫られている。

今年度予算では、増収の根拠が曖昧なまま歳入増を見込んでおり、財政赤字が増大する可能性が高い。財政赤字の増大がインフレにつながるものが危惧される。

(動向分析部)

1月20日 ▶ネパール友愛党(NSP)中央執行委員会、連立政権がタライ平原の主要民族に対し、誠意ある回答を行わない場合、連立政権から脱退と示唆。

26日 ▶ムケルジー・インド外相、来訪(～29日)。

▶ボーデル下院議長、与党および統一共産党(UML)指導者を召集し、マハカリ川総合開発条約についての合意を図る。

29日 ▶ロハニ外相とムケルジー・インド外相、マハカリ川総合開発について合意、調印。

▶UML中央委員会、マハカリ川総合開発条約締結歓迎を表明。

31日 ▶M・K・ネパールUML書記長、マハカリ川総合開発条約締結を評価。

2月1日 ▶国民民主党(RPP)のタッパ委員長、マハカリ川総合開発条約締結歓迎を表明。

▶ネパール商工会議所連盟(FNCCI)、マハカリ川総合開発条約締結歓迎を表明。

2日 ▶政府、土地税の徴収を促進するため、土地税徴収ガイドラインを発表。

11日 ▶デウバ首相、マハカリ川総合開発条約に調印のため、インド訪問(～17日)。12日に調印。

12日 ▶インド工業連合会(CII)とFNCCI、ネパール輸出品の関税免税条件にあるローカル・コンテンツ50%条項の撤廃を提言。

13日 ▶デウバ首相、1950年友好・通商条約の防衛条項の改正を求める考えを表明。

14日 ▶ボストラ観光相、インドのアーザード観光相に航空サービス協定の改正を提案。

17日 ▶ネパール・インド共同声明発表。

▶デウバ首相、CIIで演説。自由化政策の推進を強調し、投資を勧誘。

21日 ▶UML、30項目の要求を政府に提出。

3月5日 ▶主要8政党、共産党毛沢東派に

よるテロ行為を非難することで合意。

11日 ▶UML所属の86人の下院議員、3党連立政権に対して不信任案を提出するため、特別会期を要求。

12日 ▶国王、憲法53条により20日に下院特別会期を召集と決定。

▶RPP中央執行委員会は連立政権の継続を決定。

15日 ▶欧州議会、ブータン難民が国連高等弁務官事務局の監視下で帰国できるよう、ブータン政府に求める決議を満場一致で可決。

16日 ▶ネパール労働組合総同盟(GFNTU)、第2回全国大会開始(～19日)。

18日 ▶河川工事および道路補修プロジェクトと国立博物館への装置の供与のため、3億6750万円の無償援助を受けることで日本政府と合意。

20日 ▶下院で特別会期開始。

▶RPP中央委員会で41人中24人の委員が政権連立の継続を支持。

22日 ▶UML、デウバ内閣は法と秩序を維持するのに失敗し、国民経済を破壊し、汚職を助長させているとして内閣不信任案を提出。

▶政府、公企業の民営化を推進するため、ネパール銀行の政府持ち株の5%を銀行員に売却することを決定。

24日 ▶内閣不信任案、下院において106対90で否決。ネパール労働者農民党(NWPP)の3議員は棄権。

26日 ▶RPPの指導者チャンド、党の中央委員会がUMLからの連立政権の提案を拒否したことを批判。

31日 ▶ロハニ外相ほか各国の外交使節団、ブータン難民キャンプを訪問。

4月1日 ▶政府、手織り物業者に対して児童労働不使用証明書を発行する政策を発表。

4日 ▶チェリング・ブータン外相，第7回二国間協議のため来訪(～8日)。

7日 ▶ネパール商業会議所(NCC)の年次総会でシュレスタ会頭，付加価値税の導入に対して反対を表明。

8日 ▶第7回ネパール・ブータン外相会談。ブータン難民について合意に達しないまま終わる。

10日 ▶NC中央執行委員会，5月8日にカトマンズでの第9回総会開催を決定。

▶UML中央執行委員会，開催。

11日 ▶援助国会議バリで開催。ネパールに対し，アジア開発銀行は2億6000万^{ドル}，日本は2億3000万^{ドル}の援助を約束。

16日 ▶デウバ首相，中国訪問(～22日)。江沢民，李瑞環と会談(19日)。

19日 ▶ネパール・中国の産業界，非政府組織「ネパール・中国協力フォーラム」結成について調印。

22日 ▶ネパール・中国共同声明発表。チベット・台湾は中国の一部であるとの見解を確認。経済・技術協力協定に調印。

23日 ▶デウバ首相，香港，タイを非公式訪問(～26日)。タイではネパールへの直接投資を勧誘。

28日 ▶マハト蔵相，アジア開発銀行年次会および中央銀行総裁会議出席のため，マニラに出発。

5月1日 ▶物品・売上税庁のシルワル長官，97年度から付加価値税を導入する方針を発表。

4日 ▶NC総裁選挙にコイララ元首相，ワグル情報通信相，ジョシの3人が立候補。

5日 ▶NC，総裁選についてのコンセンサスを得るため，3人の小委員会を設定することを決定。

8日 ▶NC第9回党大会，開催(～9日)。

9日 ▶NC党大会，コイララ元首相を総裁

に選出。

14日 ▶政府，地方分権化を検討するため，デウバ首相を議長とする24人のメンバーからなる地方分権化調整委員会を設立。

17日 ▶国務大臣1名と副大臣3名が任命される。

20日 ▶ネパール地方自治体協会の第1回総会，開催。

24日 ▶ジョティFNCCI会長，外国直接投資優遇政策の必要性を指摘。

25日 ▶コイララ総裁のもとで1回目のNC中央委員会，開催。

26日 ▶バンダリ国務大臣，政府は通信分野の開発を民間参加のもとで行なうことを決定したと演説。

30日 ▶地方分権調整委員会，第1回目の会議開催。

31日 ▶リーガル国民計画委員会副議長，経済計画期間を5年以上に伸ばす必要性を指摘。

6月3日 ▶ネパール全国教員組合(NNTO)，昇進，雇用など28条の要求を掲げてハンスト。

4日 ▶ワグル情報通信相，日野・日本郵政大臣を訪問し，2002年までに電話をすべての村に引くネパール政府の政策に協力を要請。

7日 ▶RPPの14人のメンバー，連立の継続を主張する声明を発表。4人の中央委員，これを非難。

8日 ▶RPP，中央委員会を開催，連立政権を支持することで一致。

9日 ▶信用状不正事件でグリンドレイを除くすべての商業銀行が被害にあったとの報告書が，信用状不正事件調査委員会により提出される。

10日 ▶国務大臣2名が所管大臣に，副大臣7名が国務大臣に昇格。

12日 ▶国連の子供の権利に関する委員会，ネパールが子供の権利に関する協定の実施に

失敗していると指摘。

13日 ▶政府、外国の機関および個人に対し、ネパールの企業の株を払い込み資本の25%まで開放することを決定。

18日 ▶四つのプロジェクトについて、54億1300万円の贈与を受けることで日本政府と合意。

23日 ▶政府、信用状不正事件調査委員会の報告書を公表。

26日 ▶第10回通常国会、開始。

30日 ▶歳入捜査庁、信用状不正に関わった首謀者とされる容疑者4人を尋問。

7月4日 ▶情報通信省、通信部門への民間部門の参入を認める方針を発表。ネパール通信公社労組、反対を表明。

5日 ▶ネパール・インド間での貿易に関する次官級会談、開始(～7日)。

9日 ▶95/96年度経済白書発表。GDP成長率、前年度の2.9%から6.1%に上昇。

10日 ▶96/97年度予算案発表。

14日 ▶NCC、輸出のみを対象とする生産に含まれる原料および中間製品に対する免税措置、輸出業者に対する外貨の低利子貸し付けによる輸出促進策を歓迎。VATの導入に反対。

19日 ▶政府、マハカリ条約の批准採決案を国会事務局に登録。

21日 ▶ネパール通信公社の雇用者協会、政府が自治を保証したことを評価し、民営化に同意。

23日 ▶アジア開発銀行理事会、カリ・ガンダキ水力発電プロジェクトに1億6000万^{ドル}の融資を認可。

26日 ▶下院でUML、マハト蔵相の非合法銀行預金の責任を追及し、辞任要求。

31日 ▶マハト蔵相辞任。下院で審議再会。

8月6日 ▶下院、通信の民間部門への開放法案を満場一致で可決。

7日 ▶職権乱用調査委員会、信用状不正事件で信用状を発行させた銀行幹部11人を起訴。

12日 ▶ロハニ外相、インド訪問(～14日)。

23日 ▶国王夫妻、中国訪問のためラサに向けて出発。ロハニ外相も同行(～29日)。

26日 ▶民主化運動家でネパール女性協会委員長のマングラ・デヴィ・シン死去。

9月1日 ▶歳出法案が下院通過。

3日 ▶日本政府がバナバ=シンドリ間の道路計画に対し、1億1800万円を贈与することで日本政府と合意。

8日 ▶ロハニ外相、包括的核実験禁止条約(CTBT)の支持を表明。

9日 ▶UML書記長、マハカリ条約の批准を決定。

▶付加価値税庁、付加価値税導入のための納税者の登録は97年4月から、徴税は同年7月から実施と発表。

12日 ▶国連第50回総会でネパール代表团、CTBTの草案を評価しながらも、縮小目標の設定と実験室およびシミュレーションによる実験も禁止するよう主張。

15日 ▶環境保全法案、下院通過。

20日 ▶上下院合同本会議でマハカリ条約批准のための投票が行なわれ、賛成220反対8棄権31で条約批准。

21日 ▶NCとNSP、マハカリ条約の批准を歓迎。

24日 ▶下院、民間部門の通信事業への参入を認める通信公社法案(第2回改正)を満場一致で可決。

29日 ▶M・K・ネパールUML書記長、一部の共産党議員がマハカリ条約批准反対に投票したことを非難。

▶下院、土地の二重所有を廃止するための土地改革第4次改正案を可決。

10月2日 ▶上院、土地改革法案を可決。

8日 ▶ロハニ外相、国連難民高等弁務官47回幹部会で、大量の難民が人口過密地域に6年間滞在することでネパールは経済、社会、環境面で悪影響を受けていると主張。

▶ロハニ外相、ニューヨークでCTBTに署名。

9日 ▶ウォルフソン・世界銀行総裁、来訪。財政支援を約束(～12日)。

11日 ▶下院、第10回会期を閉会。デウバ首相はマハカリ川総合開発条約の批准を評価。

15日 ▶UML中央委員会、マハカリ川条約批准に反対票を投じた国会議員に反省を求めるとを決定。

16日 ▶ロハニ外相、韓国訪問(～19日)。

17日 ▶保健分野での教育と訓練の協力について、スリランカ政府と合意書に調印。

▶UML、デウバ首相にマハカリ条約批准の前に行なった公約の実施を求める14項目を要求。

▶蔵相にマハト就任。

24日 ▶RPPのタッパ委員長ほか6人、中国共産党の招きで中国訪問(～11月2日)。タッパ委員長、副総理朱鎔基と会談(25日)。

30日 ▶ネパール・中国民間協力フォーラムをカトマンズで開催(～31日)。

11月1日 ▶デウバ首相、パキスタン訪問(～5日)。

3日 ▶パキスタン政府、カルカッタ港経由のネパール製品を受け入れることに合意。

5日 ▶航空サービス協定の改訂についてバングラデシュ政府と合意書に調印。

6日 ▶デウバ首相、父系財産への女性の同権を認める法案について国民のコンセンサスが得られると演説。

9日 ▶デウバ首相、イギリス訪問(～13日)。

13日 ▶デリー郊外で飛行機事故、ネパール人犠牲者は53人。

▶デウバ首相、メジャー首相と会談し、グルカ退役兵への年金の引き上げなど待遇改善を要請。

▶デウバ首相、ローマでの世界食糧サミットに出席(～18日)。

18日 ▶ラナ水資源相、インド訪問(～20日)。

21日 ▶パンチェシュワル・プロジェクトについてインド政府と合同委員会を設置し、報告書を作成することで合意。

25日 ▶ヘルチョグ・ドイツ大統領、来訪(～30日)。

27日 ▶イドゥリス森林土壤保全相、死去。

12月3日 ▶ネパール・インド相互貿易・協力条約を更新。ネパール製品のインドへの輸出の際に関税・数量制限の免除を受ける条件としての50%ローカル・コンテンツ条項を撤廃。

4日 ▶江沢民中国国家首席、来訪(～5日)。

8日 ▶UMLおよびRSSの一部を含む102人の下院議員、内閣不信任を決議するための特別会期の開催を請願。

▶タッパ地域開発相ほか6名の大臣・副大臣、辞表を提出。

11日 ▶アディカリUML委員長とRSSのチャンド、議会事務局に内閣不信任案を登録。

12日 ▶元利合計55億1174万円の日本に対する借款返済免除について、日本政府と合意。

16日 ▶下院特別会期開始。

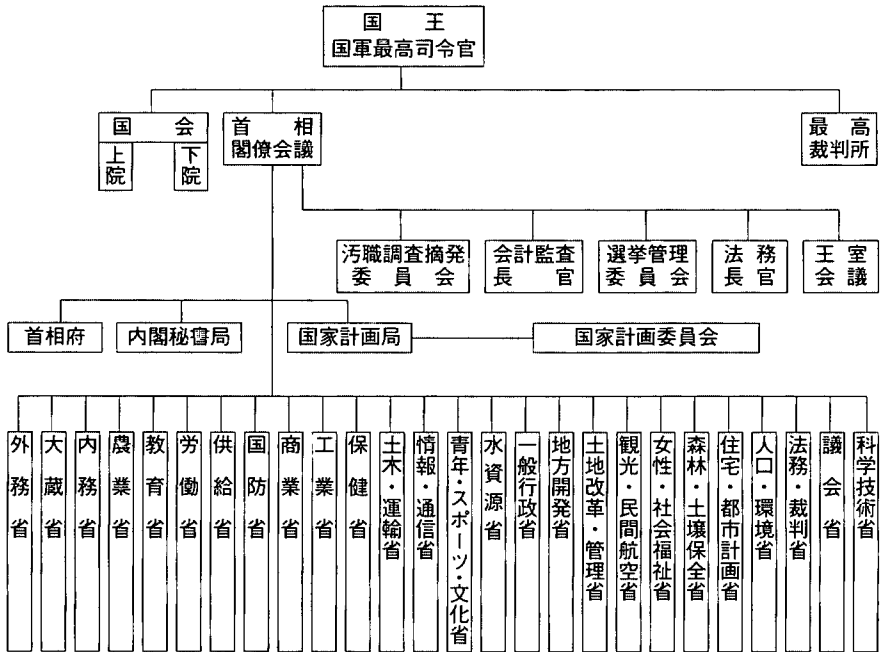
▶タッパRPP党首、連立支持を表明。

17日 ▶NC下院議員団、内閣不信任案に反対することを満場一致で決定。

23日 ▶ネパール労働者・農民党(NWPP)、内閣不信任案に賛成を決定。

24日 ▶内閣不信任案101対84であったが、下院定員の過半数103に達せず、否決。

① 国家機構図



② 閣僚名簿

(1996年12月末現在)

首相(兼王室担当, 国防相, 農業相, 地方開発相, 森林・土壌保全相)¹⁾

- 外務相 Prakash Chandra Lohani (RPP)
- 大蔵相 Ram Sharan Mahat (NC)
- 内務相 Khum Bahadur Khadka (NC)
- 教育相 Govind Raj Joshi (NC)
- 労働相 Bal Bahadur Rai (NC)
- 供給相 Gajendra Narayan Singh (NSP)
- 商業相 Fatthe Singh Tharu (RPP)²⁾

- 工業相 Dhundiraj Shastri (NC)
- 保健相 Arjun Narsing K. C. (NC)
- 土木・運輸相 Bijaya Kumar Gachchhadar (NC)
- 情報・通信相 Chiranjibi Wagle (NC)
- 青年・スポーツ・文化相 Bal Bahadur K. C. (NC)
- 水資源相 Pashupati Shumsher J. B. Rana (RPP)
- 一般行政相 Bimalendra Nidhi (NC)³⁾
- 土地改革・管理相 Buddhiman Tamang (RPP)
- 観光・民間航空相

Chakra Prasad Bostola (NC)
 女性・社会福祉相 Lila Koirala (NC)
 住宅・都市計画相
 Balamram Gharti Magar (RPP)
 人口・環境相 Prakash Man Singh (NC)
 法務・裁判相 Bhim Bahadur Tamang (NC)
 議会相 Narhari Acharya (NC)
 閣外相 Sharad Singh Bhandari (NC)

(注) 1997年1月8日に内閣改造が行なわれ、以下のように変更。

- 1) 首相の農業相、地方開発相、森林・土壌保全相兼任は解除。農業相：Fatthe Singh Tharu (RPP) / 地方開発相：Kamal Thapa (RPP) / 森林・土壌保全相：Moti Prasad Bhandari が就任。2) Ram Krishna Acharya (RPP) が就任。3) 科学・技術相を兼任。

(出所) *The Rising Nepal*, 1997年1月9日。

③ マハカリ川総合開発条約(抄訳)

前文

ネパール王国政府およびインド政府(以下両国政府と略す)は、水資源開発に関する協力のため、友好関係と深い隣人愛を促進・強化する決意を再確認し、

マハカリ川はその大部分が両国の国境沿いに流れる川であると認識し、

マハカリ川の水とその利用に関しての義務とそれに見合った権利を決定する際、平等な関係に基づいて条約を締結するべきであると理解し、

マハカリ川にあるサラダ・ダムの建設に関する合意で、ネパールが上記ダムから取水できるように規定した1920年の交換書簡に留意し、

ジムワにある堤防とダムの貯水湖域がネパール領内にあることを考慮し、インドがマハカリ川に建設したタナカプル・ダムに関する1991年12月4、5日の合同委員会および92年10月21日のインド首相のネパール訪問の際に出された共同声明での決定事項を思い起こし、

マハカリ川で実施する予定のパンチェシュワル多目的プロジェクトの報告書を合同で準備することを記し、

これに関して以下のことに合意する。

第1条

第1項 ネパールはサラダ・ダムから雨期(5月15日から10月15日まで)には毎秒28.35立方メートル(1000キュウチ)、乾期(10月16日から5月14日まで)には毎秒4.25立方メートル(150キュウチ)の水を供給される権利を有する。

第2項 インドはマハカリ川の生態系を維持・保全するために、サラダ・ダムから下流に毎秒10立方メートル(350キュウチ)以上の流水を確保する。

第2条

1991年12月4、5日の合同会議で行なわれた決定および1992年10月21日のインド首相のネパール訪問時に発表された共同声明を踏まえて、両国政府は以下のことに合意する。

第1項 ジムワのタナカプル・ダム堤防の東端の建設と、ネパール領内の250メートルの台地に堤防をつないだことにともない、ネパールはマヘンドラナガル郡ジムワ村の長さ約577メートル(約2.922)の土地および国境中間地帯の一部の使用を承諾する。使用が承諾されたネパール領および上記の土地の西側にあり、貯水湖域の一部であるネパール・インド国境までの土地(約922)は、その地域内にある天然資源も含め、引き続きネパールの主権および

支配のもとにあり、ネパールはそれに付随する権利を行使できる。

第2項 したがって、ジムワのタナカブル・ダム堤防の建設と代替に、ネパールは以下の権利を獲得する。

(a) 雨期には毎秒28.35立方メートル(1000ガロン)、乾期には毎秒8.5立方メートル(300ガロン)の水が、この条約発効の日から供給される。この目的および第1条の目的のために、インドはタナカブル・ダムの左下側の放水路近くに調整装置を、またネパール・インド国境まで必要な水路を建設する。これらの調整装置および水路は共同で運営される。

(b) 本条約発効日から年間に7000万kWhのエネルギーが無料で供給される。この目的のため、インドはタナカブル発電所(現在、90%の信頼度で年間4億4840万kWhのエネルギーを生産できる12万kWの発電能力を有する)からネパール・インド国境まで132kVの送電線を建設する。

第3条

バンチェシュワル多目的プロジェクト(以下プロジェクトと略す)は、マハカリ川が両国の国境となっている地域に建設されるべきである。それにより、両国政府はそれぞれがマハカリ川の水の既存消費量を損なうことなく、マハカリ川の水を利用する対等な権利を有することに合意する。それゆえ、両国政府は合同で準備される詳細プロジェクト報告書にそって、マハカリ川プロジェクトを実施することに合意する。プロジェクトは以下の原則に基づいて計画され、実施される。

第1項 プロジェクトは両国政府間での合

意に従って、最大限の純利益を創出するように計画する。プロジェクトの開発によって電力、灌漑、洪水制御などの面で生じるすべての利益が両国政府によって査定される。

第2項 プロジェクトはマハカリ川両岸に同等な能力を持つ発電所を含む総合プロジェクトとして実施される必要がある。両発電所は連携しながら運営され、創出された総エネルギーは両国政府で対等に分配される。

第3項 プロジェクトの費用は、両国政府に生じる利益に応じてそれぞれが負担する。両国政府は共同でプロジェクトを実施するために必要な資金を調達する努力をする。

第4項 ネパール側へ配分されるエネルギーの一部はインドに売却される。このエネルギーの量と価格は両国政府が合意する。

第12条

第1項 本条約の結論に従い、本条約に織り込まれたサラダ・ダムおよびタナカブル・ダムからのマハカリ川の水の利用に関して、以前に両国政府で交わされた合意は、本条約に代替されたと見なす。

第2項 本条約は、批准を受け批准文書を交換した日から発効する。本条約は、条約が発効した日から75年間有効とする。

第3項 本条約は10年ごと、またはどちらかが要求したときはそれ以前に、両国政府によって見直され、必要ならば改正を行なう。

第4項 本条約を実施するために、必要に応じて両国政府によって協定が結ばれる。

(出所) *The Rising Nepal*, 1996年7月29日。

主要統計

ネパール 1996年

1 基礎統計

年	1992	1993	1994	1995
人口* (1,000人)	18,783	19,308	19,834	20,362
為替レート(1ドル=ルピー)	42.60	49.00	49.11	50.45

(注) *1991年人口調査による推定値。

(出所) ネパール中央統計局, *Statistical Pocket Book 1996*.

2 産業別国内総生産(名目価格)

(単位: 100万ルピー)

	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95 ¹⁾	1995/96 ²⁾
農業・漁業・林業	65,156	70,090	80,589	85,442	96,300
鉱業	795	921	990	1,068	1,231
製造業	12,822	14,618	17,861	19,559	22,287
電気・ガス・水道	1,238	1,437	2,107	2,806	3,307
建設	14,769	17,318	19,621	22,423	25,855
商業・飲食業	16,563	19,260	22,497	25,165	29,457
運輸・通信・倉庫	8,558	10,819	12,625	14,203	16,760
金融・不動産	13,241	15,684	18,122	20,478	23,400
民生・厚生	11,788	15,115	17,128	18,994	20,846
GDP (要素費用)	144,931	165,262	191,540	210,138	239,443
間接税 (純)	7,487	9,702	12,149	15,035	17,155
GDP (市場価格)	149,485	171,386	199,216	219,582	249,896
GDP (84/85年度価格)	62,531	64,586	69,686	71,695	76,095
農業	28,070	27,896	33,017	29,917	31,535
非農業	34,461	36,690	39,669	41,778	44,560
GDP成長率(%)	4.62	3.29	7.90	2.88	6.66

(注) 1) 修正推計値。2) 暫定推計値。

(出所) HMG Ministry of Finance, *Economic Survey 1995/96*, Statistical Tables. 1.2, 1.3.

3 国家財政

(単位: 100万ルピー)

	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96 ¹⁾	1996/97 ²⁾
総支出	26,418.2	30,897.7	33,597.4	39,060.0	46,681.2	57,565.6
経常支出	9,905.4	11,484.1	12,409.2	19,265.1	22,108.2	24,984.8
開発支出	16,512.8	19,413.6	21,188.2	19,794.9	24,573.0	32,580.8
総収入	15,156.5	18,941.7	21,974.4	28,512.3	33,274.2	40,617.1
歳入	13,512.7	15,148.4	19,580.8	24,575.2	28,205.6	34,214.4
外国無償援助	1,643.8	3,793.3	2,393.6	3,937.2	5,068.7	6,402.7
財政収支	-11,261.7	-11,956.0	-11,623.0	-10,547.7	-13,407.0	-16,948.5
財政赤字補填						
外国借款	6,816.9	6,920.9	9,163.6	7,312.3	9,807.0	13,948.5
国内借入	2,078.8	1,620.0	1,820.0	1,900.0	22,000.0	30,000.0
現金残高	2,366.0	3,415.1	639.4	1,335.4	1,400.0	...

(注) 1) 修正推計値。2) 推計値。

(出所) HMG Ministry of Finance, *Budget Speech of the Fiscal Year 1996-1997*.

4 国際収支

(単位：100万ルピー)

	1992/93	1993/94	1994/95	1994/95*	1995/96*
1. 貿易収支	-21,973.5	-32,312.7	-47,647.7	-28,188.0	-34,882.8
輸出 (FOB)	17,286.4	19,316.0	17,939.9	12,189.8	12,712.1
輸入 (CIF)	39,259.9	51,628.7	65,587.6	40,377.8	47,595.0
2. サービス (純)	5,064.4	17,476.5	23,565.2	14,231.7	13,227.7
収入	14,942.7	30,000.1	37,478.5	22,473.0	22,776.7
支出 払	9,878.3	12,523.6	13,913.3	8,241.3	9,549.0
3. 移転 (純)	6,937.3	6,809.0	10,708.8	6,652.6	7,274.1
収入	7,075.5	7,003.9	11,227.2	7,048.5	7,627.9
支出 払	138.2	194.9	518.4	395.9	353.8
4. 経常収支	-9,971.8	-8,027.2	-13,373.7	-7,303.7	-14,381.0
5. 公的資本収支 (純)	5,474.2	8,499.7	8,804.7	6,717.7	3,212.6
外国借款	6,960.1	10,751.1	11,395.9	8,267.2	5,045.8
償還	-1,485.9	-2,251.4	-2,591.2	1,549.5	1,833.2
6. その他資本収支	11,971.3	6,159.5	4,106.7	1,857.6	11,818.4
7. 外貨準備増減 (-は増)	7,473.7	6,632.0	-462.3	1,271.6	650.0

(注) * 7月16日から3月15日までの暫定値。

(出所) 表2に同じ (Table 6.7)。

5 対外貿易

(単位：100万ルピー)

	対インド			対インド以外			貿易収支	貿易総額
	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支		
1991/92	1,450.0	11,245.5	-9,795.5	12,256.5	20,694.5	-8,438.0	-18,233.5	45,646.5
1992/93	1,621.7	12,542.1	-10,920.4	15,644.8	26,663.5	-11,018.7	-21,939.1	56,472.1
1993/94	2,408.9	17,035.4	-14,626.5	16,884.5	34,535.4	-17,650.9	-32,277.4	70,864.2
1994/95	3,369.1	20,791.2	-17,422.1	14,529.7	44,735.5	-30,205.8	-47,627.9	83,425.5
1994/95*	2,519.4	14,864.2	-12,344.8	11,144.8	31,108.7	-19,963.9	-32,308.7	59,637.1
1995/96*	2,990.4	18,927.9	-15,937.5	11,590.3	36,024.7	-24,434.4	-40,371.9	69,533.3

(注) 輸出はFOB, 輸入はCIF。* 7月16日から3月15日までの暫定値。

(出所) 表2に同じ (Table 6.1)。